【資料】

１．国内における直近の発生状況（１１月１７日時点）

１１月以降、約２年ぶりに、九州地方を中心に相次いで疑似患畜が確認されています。各事例において疑似患畜の殺処分、半径 5km 圏内の周辺農場へのワクチン接種、21 日間の移動制限等の防疫措置が講じられています。

確定日	発生場所	飼養規模・牛種
11月1日	福岡県みやま市	乳用牛 1戸 93頭 （疑似患畜1頭）
11月5日	鹿児島県日置市	肉用牛 1戸 35頭 （疑似患畜1頭）
11月6日	長崎県対馬市	肉用牛 1戸 14頭 （発生頭数4頭）
11月11日	長崎県五島市	肉用牛 3戸 計３７４頭 （発生頭数5頭）
11月12日	長崎県五島市	肉用牛 1戸１４６頭 （発生頭数2頭）
11月16日	鹿児島県大島郡 龍郷町	肉用牛 １戸 16頭 （疑似患畜1頭）
11月17日	長崎県対馬市	肉用牛 1戸 １６頭 （発生頭数１頭）

※韓国では本年７月以降 332 件（11/11 時点）発生。近隣国からの吸血昆虫の機械的伝播等への警戒が必要です。

２．病気の特徴及び主な臨床症状

・病原体等：ランピースキン病ウイルス（ポックスウイルス科カプリポックス属）。牛、水牛の病気（人に感染することはなく、仮に感染牛の肉や乳を摂取しても人体に影響はありません）。

・伝播経路：サシバエ、蚊、ブユ、ダニ等の吸血昆虫による機械的伝播が主。人や車両、資材等を介した媒介リスクもあります。

・特徴的症状：高熱、皮膚や粘膜の結節（しこり・水腫）、泌乳量の著しい低下、食欲不振、歩様異状（跛行）、鼻汁、リンパ節腫大。

・初期徴候の着眼：皮膚病変が現れる前に「泌乳量の低下」や「発熱」が先行する事例が確認されています。初期のわずかな異変を見逃さないことが早期摘発の鍵となります。

３．各農家に対する重点指導・要請事項

（１）牛導入前の発生状況確認と導入牛の隔離飼育

・導入元の地域でランピースキン病が発生しているかを確認すること。
（農林水産省ホームページ ほか）

・発生地域から導入した場合は２週間程度の隔離飼育と健康観察に努めること。
（ウイルスの潜伏期間が４～１４日と考えられているため）

（２）毎日の厳重な健康観察と「早期通報」の徹底

・日頃の健康観察を徹底し、異状を認めた場合は、直ちに診療獣医師または管轄の家畜保健衛生所に通報すること。

・現在症状を認める個体だけでなく、「過去１ヶ月程度に疑わしい症状を認めたことがある場合」も直ちに通報すること（通報の遅れは地域全体へのまん延につながります）。

・疑わしい症状が確認された牛は直ちに隔離し、他の牛群への接触や牛の移動・出荷を厳に控えること。

（３）出入り車両・人・資材を通じた侵入防止対策（バイオセキュリティ）

・寒冷期は暖かい車両にサシバエ等の害虫が集まり車内に侵入しやすいため、農場に出入りする全ての車両（飼料運搬車、集乳車、往診車等）の車体・タイヤの洗浄消毒及び車内殺虫を徹底すること。

・牧草ロールや敷料等の搬入資材にサシバエ等の害虫が潜んでいないか搬入時に確認すること。

・農場ごとに専用の衣服・長靴（ブーツカバー）を着用し、衛生管理区域への出入り時の手指・長靴の消毒を徹底すること。

（４）衛生害虫（吸血昆虫）の徹底駆除及び侵入防止

冬期間に入り昆虫の姿も少なくなってきておりますが、

・畜舎内外における殺虫剤の定期的な散布、IGR 剤（昆虫成長制御剤）の活用、粘着シートや捕虫器の設置を徹底し、サシバエ・蚊・ブユ等の発生・生息を強力に抑制すること。

・牛体への害虫駆除剤・忌避剤の塗布や散布を励行し、吸血によるウイルス伝播を遮断することなど、衛生環境を整えることが重要。

飼養牛に異常が見られた場合は、直ちに通報を！！
秋田県中央家畜保健衛生所
ＴＥＬ　０１８－８６４－０４０１
（休日・夜間は担当者に転送されます）